

## 児童虐待に関する研究－国際比較－：（2）

### 児童虐待に対する援助

上地 雄一郎 \*<sup>1</sup>福 知栄子

\*<sup>2</sup>内田 節子

### 要 約

米国の児童虐待への援助システムでは、子どもの家庭外措置が必要なら裁判所が親権を一時停止する。そして、CPSという機関が中心となって子どもと家族に対する治療や援助を行う。親権停止1年後に再度調査を行い、家族の再統合が不可能なら、子どもは里親家庭などに引き取られる。現在では、このシステムの問題点への反省から、できるだけ子どもを家庭に置いたままで援助する方向が模索されている。英国の児童虐待への援助の特色は、諸機関による協働ということである。しかし、このシステムは子どものリスクを評価する段階ではうまく機能しているが、援助サービス提供の段階になると効果的な協働がなされていない。また、治療的援助のあり方についての調査研究が課題として残されている。特に施設入所による援助の追跡調査の必要性が指摘されている。日本では、児童虐待に対して児童相談所を中心とする福祉機関・施設による援助が行われている。福祉援助機関は、通告者が親以外の場合は援助を提供するのに大変苦労しているのが現状である。従って、特に法的整備が急がれ、親と子どもに対する援助のためのネットワークづくりが急務の課題となっている。

キーワード：児童虐待、援助システム、国際比較

### はじめに

先年の研究において指摘したように、児童虐待は、先進諸国特に米国、英國、わが国において、その数が増加し、人口1,000人当たり、米国では16.0、英國では4.2（1991年時調査）、わが国では1.71（1988年）と報告されている。虐待児童の早期発見、早期通告を実現するために、専門援助機関とりわけ福祉専門職のあり方が問われている。そして、児童虐待に対する援助のネットワークや援助の内容の整備・充実が急がれている。そこで、本稿では、米国・英國及び日本における児童虐待に対する援助の現状と課題について論じることにする。

\* 1 岡山県立大学保健福祉学部

\* 2 吉備国際大学社会福祉学部

## I. 米国における児童虐待

AAPC (American Association for Protecting Children) の調査によると、1984年には、全米で172万6,692人の子どもが虐待を受けており、その内訳は表1のようになっている（西澤、1994）<sup>1)</sup>。また、NCPCA (National Committee for Child Abuse) の調査によると、1990年に虐待の疑いがあるとして報告されたケースは全米で250万人であり、実際に虐待が確認されたのはその約49%である。米国では、虐待の報告を義務づける法律が、1963年のカリフォルニア州法を出発点として、すべての州で採用されている。先年の論文でカリフォルニア州を取り上げたので、ここでもカリフォルニアを例に引いて児童虐待への介入と援助のシステムを紹介しよう。以下の記述は、カリフォルニア州アラメダ郡の児童保護機関CPS (Child Protective Service) の資料や西澤（1994）<sup>1)</sup>に基づいている。

### 1. 米国における児童虐待への援助

#### (1) 虐待の通報とアセスメント

児童虐待の事実または可能性がある場合、保育所職員、学校教師、医療関係者、援助専門家（ソーシャルワーカーや心理臨床家など）、子どもの保護機関の職員は、そのことを子どもの保護機関CPSに電話で報告し、さらに事実を知ってから36時間以内に書面による報告を行わなければならない。一般市民の場合は、報告が義務ではない。CPSは、いくつかの部局に分かれているが、児童緊急サービスCES (Children's Emergency Service) が虐待の通報に対応する。CESは、さらに緊急対応部ERU (Emergency Response Unit) と裁判対応部CDU (Court Dependency Unit) に分かれている。虐待についての調査を行うのが、緊急対応部ERUである。ERUでは、虐待の報告があると、ソーシャルワーカー（インテークワーカー）がただちに調査を開始する。ワーカーは虐待されている子ど

表1 虐待に関する米国の統計調査結果

調査	虐待の形態	身体的虐待	ネグレクト	情緒的虐待	性的虐待	その他虐待
AAPCの全米調査 (1986) n=1,726,649		25%	55%	11%	13%	0%
カリフォルニア州の調査 (1986) n=138,061		29%	43%	3%	19%	5%
サンフランシスコ市の調査 (1989) n=8,371		27%	52%		16%	6%

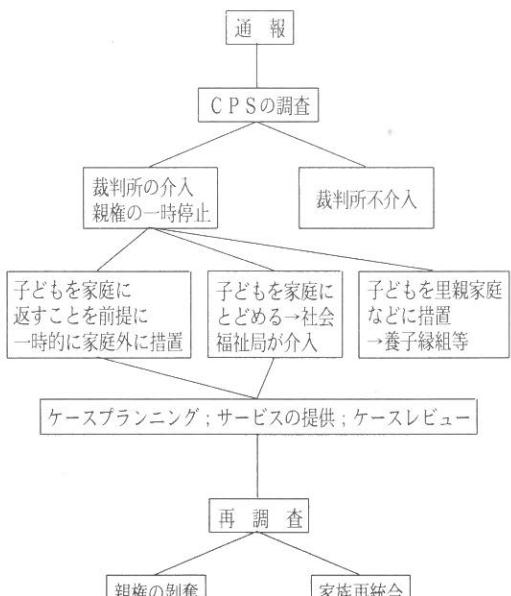


図1 米国における児童虐待への対応

もやその親への面接を行う。また、ERUは、必要に応じて学校、保健所、医療機関、近隣の人々、親類などにもコンタクトを取る他、警察署や裁判所の記録などもチェックする。通報があった段階で緊急の対応が必要な場合、警察と連携して子どもを緊急一時保護所（Emergency Shelter）あるいは緊急里親家庭（Emergency Foster Home）に保護する。ERUは、このような調査を経て対応を検討するわけであるが、対応は裁判所の介入を必要とする場合とそうでない場合に分かれる。裁判所が介入するのは、子どもを家庭外に措置する場合である。米国では、このような場合、親権の「一時停止」が必要だからである。裁判所の介入を必要としないケースとは、虐待の事実がないとか、あっても子どもへの危険性がそれほど高くないケースである。

緊急一時保護がなされた場合、また調査の結果家庭外措置が必要な場合は、より厳密に要保護性が調査される一方、少年裁判所に申し立てを行う。裁判所への介入申請は、電話による通報を受けてから48時間以内に行わなければならない。裁判の結果、一定の結論が出るまでに1～3ヶ月程度の時間がかかる。しかし、この間もケースのマネジメントが中断しているのではない。裁判の結果、親権喪失となって子どもが家庭外の機関に委ねられる場合を想定して措置評価委員会というミーティングが開催される。この会には、里親養育機関のワーカー、グループホームのコーディネイター、一時保護所のコーディネイター、養子縁組機関のワーカー、学校のカウンセラー、CDUのワーカーや精神科コンサルタントなどが出席し、その子どもに対する最良の措置を検討するのである。

## （2）親権一時停止後のプロセス

裁判の結果、裁判所が「親権の一時停止」を決定した場合、その後のコースとしては、次の3つがある（図1参照）。親権の一時停止は1年間しか有効でなく、1年後に再調査が行われる。再調査の結果、子どもと家族の再統合が可能と判断されれば、子どもは家庭に戻される。しかし、家族や親に改善が認められず、再統合が不可能と判断されれば、親権喪失となり、子どもには養子縁組や長期的な里親養育などのプログラムが提供される。

- ① 一定期間後に家族の再統合が可能と思われる場合：一時的な家庭外措置が行われる。この場合、措置期間中の子どもの親権は裁判所にあり、一定期間後の家族の再統合を目標に親や子どもの心理治療や家族治療のプログラムが組まれる。
  - ② 一定期間の家庭外措置を行っても家族の再統合が望めそうもない場合：子どもは一旦里親家庭などに措置され、その間に養子縁組などの道が探されることになる。
  - ③ 親権の一時停止を受けながらも子どもが家庭にとどまる場合：社会福祉局が家族生活に介入し、家族は社会福祉局のソーシャルワーカーのスーパービジョンのもとで生活する。
- ## （3）親権一時停止期間中の家族への援助
- ① ケース・プランニング：家庭外措置が決定された場合、ケースは家庭援助ワーカーに移され、また子どもを家庭にとどめて援助する場合には、家庭再建ワーカーに移される。そして、いずれの場合にも期限付きで地域内の様々なサービスが提供される。

- ② サービスの提供：家族に必要なサービスが明らかにされると、ワーカーはそれらのサービスをコーディネイトする。アラメダ郡の場合、親に対するサービスとしては、カウンセリング、親業訓練 (Parenting Training)、レスピット・サービス (Out-of-home Respite Service)、セルフヘルプ・グループなどがある。
- ③ ケース・レビュー：提供されているサービスが親や家族の役立っているかを定期的に点検する。アラメダ郡の場合、3ヶ月ごとに行われる。サービスが不適切と判断されたなら、再度サービス・プランが練り直される。
- ④ パーマネント・プレイスメント：1年たっても家族に改善が認められず、子どもを引き取ることが困難と判断された場合、裁判所は親権の剥奪を決定する。その場合は、できるだけ早く子どもに永久的な生活場所を提供する（里親、養子縁組等）。

## 2. 米国の児童虐待への援助における課題

米国の制度は、一見システムティックに思えるが、様々な問題が存在する。まず、虐待の定義が広くなり、軽い虐待のケースの通報も多いため、緊急事例への救済が遅れるという指摘がある。また、現場に赴く職員の仕事は過酷なため人員確保が容易でないとか、職員の訓練が不十分なため虐待を見抜くことができない場合があるといった問題も出ている（砂金, 1995）<sup>2)</sup>。米国の福祉政策の根幹を成す里親制度にも問題が指摘されている。里親は、民間の管理オフィスに登録されている資格調査済みの家庭で、住居・経済状態に余裕があり、信頼できる人格の持ち主ということになっており、里親になった家庭には里親手当が支給される。また、現在では、里親はできるだけ血縁関係者から募る傾向にある。しかし、里親の質が悪く、引き取られた子どもが再び虐待を受けたり、里親から里親へとたらい回しされたりするケースも見られる（砂金, 1995）。そして、里親制度自体の意義についても疑問が投げかけられている。いかに虐待を行う親とはいえ、親から引き離すことは子どもの心に心理的な傷を残し、ときには、それが虐待環境で生活する以上のダメージになることさえある（西澤, 1994）。そのため、現在では、子どもを親から分離せずに一家全員の治療を行うプログラムが重視され始めている。さらに、「治療的里親」というプログラムが試みられている。これは、里親が治療プログラム上の重要な要員として位置づけられ、子どもとの日常の関係のなかで治療的働きかけを行っていくものである。

## II. 英国における児童虐待

英国では、ソーシャルワーカーらが虐待の危険性を知っていたにも拘わらず、虐待を受けて死亡してしまう子どもたちの悲劇が相次いだ。そのため、1974年、政府は児童虐待に対応するための専門職のケースマネジメントに関する最低基準を確保するシステムを導入し、地方当局において手続き上のガイドラインが定められた。このシステムでは、各種の専門職によるケース会議において、ある子どもが虐待を受ける危険性が高く、保護計画が必要であると認定されたときに登

録が行われる。この保護登録が英国の児童虐待援助システムの根幹を成すものであるから、この保護登録の実状を通して、英国の児童虐待の現状を明らかにしたい。資料として『養護におけるパートナー・社会サービス主任監督官第4次報告書（1994／95）』<sup>3)</sup>を用いる。この資料によると、1994年3月31日時点での保護登録児童は34,900人である（イングランドとウェールズ）。図2に示すように、1989年児童法が施行される以前には、登録数の方が抹消数を上回り、登録児童数が少しづつ増加していた。しかし、1991年に児童法が施行され、新たなガイドラインに基づくケースの再検討が行われるようになった

結果、多くのケースが登録を抹消され、新たに登録される数も減少し、1992年と1993年は登録児童数が減少した。しかし、1994年には児童法施行以来初めて登録児童数の増加が見られている。次に、保護登録児童の虐待の種類について見ると、1994年度で最も多いのが身体的虐待（31%）、次にネグレクト（24%）と性的虐待（23%）が続き、情緒的虐待は13%である。また、複数虐待が8%を占めている。

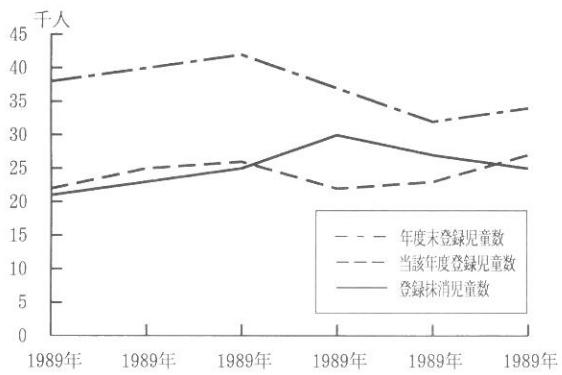


図2 保護登録児童数の年次変化

## 1. 英国における児童虐待への援助

### (1) 児童保護プロセス

英国では、児童保護プロセスに関して多くの研究が行われてきた。図3は、現時点で入手可能な調査結果を用いて、イングランドの1,100万の子どもと家族への援助サービスの流れを示したものである<sup>4)</sup>。児童保護プロセスには4つのステージ、すなわち第1ステージ：調査前、第2ステージ：初回調査、第3ステージ：家庭訪問、そして第4ステージ：ケース会議と保護登録、がある。ここでは第4段階のケース会議と保護登録に焦点を置き、保護登録されている子どもとその家族への援助の実態を明らかにしたい。

### (2) ケース会議と保護登録

初回調査で虐待の懸念を抱かせる根拠が見い出されると、ケース会議が招集される。初回ケース会議では、主に当該児童を地方児童保護登録に載せるかどうかが決定される。このケース会議の目的は、①情報の交換とアセスメント、②リスクの有無と程度のアセスメント、③保護登録の必要性決定、④保護登録された場合の保護計画の作成と勧告である。そしてこのケース会議で保護登録が決定した場合には、①キーワーカーの決定、②児童保護計画の内容に関する合意、③機関間協働活動を担当する専門職グループの選定、④関係機関への勧告の作成が行われる。当該児

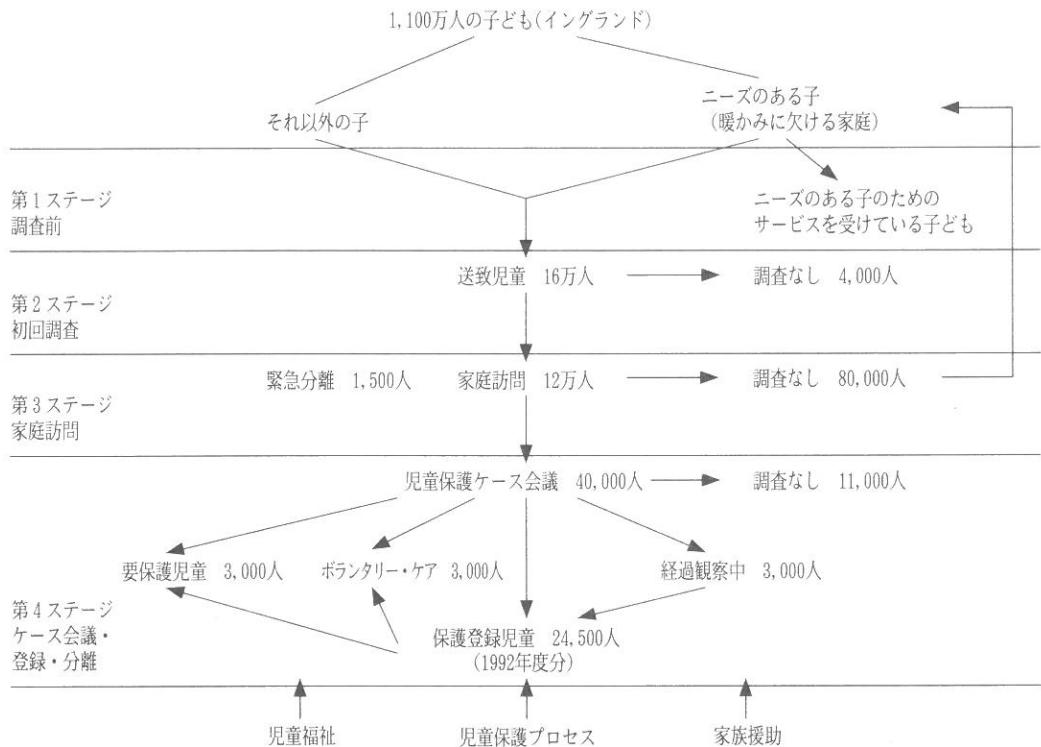


図3 英国の児童虐待の構造

童の家族はこの4つの問題に関して意見を述べることができ、その意見は子どもの保護に必要な限りにおいて考慮される。また、初回ケース会議では保護計画の概略についての合意が達成される。虐待の状況や家族の問題と強さを評価するため、また家族に保護登録の意味を理解させるためには、家族の関与が重要である。ケース会議の後の児童保護プロセスは、総合アセスメントと詳細な保護計画の作成の段階、さらに保護計画の実施および再検討、保護解除の段階の順で進む。

### (3) 援助の実際

政府のガイドラインが示されても、それが虐待児童の援助実践に活かされているとは限らない。各地方当局の物的・人的資源の違いや専門職の実践の積み重ね等の諸事情によって実践のあり方も多様である。ここでは、8つの地方当局の社会サービス部における児童保護実践についてギボンズらが分析した結果の一部を引用する<sup>5)</sup>。

#### ① 初回ケース会議

ギボンズらの調査では、社会サービス部に送致された1,888ケースの内の443ケース（23.5%）が初回ケース会議にかけられている。『ワーキング・トゥギャザー（DoH, page31. 15: 3）』では会議を送致後8日以内（実労働日で計算し、最大15日まで）に開くよう勧告している。しかし、この日数以内に関係機関の代表者の出席を確保することには無理があり、34日が平均的な日

数であった。8日以内にケース会議が開かれたのは17%にすぎなかった。

ケース会議の議長は地方ごとに異なり、社会サービス部に属する児童保護スペシャリストや地区担当の児童保護スペシャリストが担当する場合もあれば、児童保護以外の地区マネジャーが担当する場合もある。平均4人の専門家が出席しているが(議長を除く)，その数は地区ごとに様々である。どの地区もフィールド・ソーシャルワーカーと上級ソーシャルワーカーは出席しているが、児童保護アドバイザーや法律関係の専門職の出席は多くない。ソーシャルワーカー以外では警察官の出席が多く、それに続くのが看護婦、教師である。医師の出席が最も少なく、なかでも一般医の出席が少ない。1989年の児童法では親とのパートナーシップが強調され、ガイドラインでは原則として親と子がすべてのケース会議に出席するよう勧告されている。しかし、ギボンズらの調査は『ワーキング・トゥギャザー』の実施直後であったため、親の出席は3%にすぎなかった。また、初回ケース会議において保護登録となった場合に、キーワーカーが指名されるのは全体の52%にすぎなかった。これもやはり地域差が大きく、9割のケースでキーワーカーが指名されている地方当局もあった。ただ、初回時点で決められない場合でも、ほとんどの場合はその後担当者が決定されていた。

## ② ケース会議以降の援助

虐待の危険性が高く保護登録された子どもとその家族には、初回のケース会議以降、実際の援助サービスが提供される。ギボンズらの分析によるとこの援助サービスの実態は以下の通りである。

まず、勧告された手続きの実施についてみると、初回ケース会議以降4週間以内にキーワーカーが配置された場合はほぼその後も継続的に配置されていた。次に、児童保護再検討会議の開催については、登録以降26週以内でケース検討会議が開かれていたのは全体では51%にすぎなかったが、ストライキ中の地方が調査対象に含まれていたことを考慮すれば約80%は検討会議を開いていた。なお、初回ケース会議から次の会議までの間は平均で13週であった。この検討会議には平均で6.6人の専門家が出席(議長を除く)していた。社会サービス部以外の専門職の参加者は平均で4.3人である。その構成は、初回ケース会議と同様、警察が最も多く、一般医と精神科医が最も少ない。家族の参加の平均は0.6人で、地方ごとのバラツキが大きい。その内訳は母親が30%，父親21%，子どもと親戚がそれぞれ4%であった。

次に、保護登録児童とその家族への援助サービスについてみると、初回ケース会議後、ソーシャルワーカーが対面で接触したのは、母親が74%，父親31%，子ども11%であった。コンタクトの平均回数は9.9回であった。また、提供されるサービスは、ソーシャルワーカーや保健専門職による通常のコンタクトの他に、地方当局のサービス(経済的援助、家族援助、保育所、ファミリー・センターなど)、その他の機関によるサービス(児童クリニック、精神科治療、言語治療、特別教育など)やボランタリー・サービス(ホーム・スタートや全国児虐待防止協会のサービス等)、あるいは私的に購入されたサービスであった。こうしたサービスの内の59%は社会サービス部によって提供され、保健当局が18%，ボランタリー機関が13%，教育局が5%である。社会サービ

ス部が提供する主なサービスは経済的援助と物質的援助および保育所サービスである。特に治療や教育その他の専門的な援助は社会サービス部以外の専門職に頼っている。また、保護登録された子どもには、保育サービス、住宅、精神科外来治療（成人）、経済的援助、家族援助、教育援助が提供されていた。しかし、子どもが虐待による心の傷から立ち直るために必要な精神科治療やカウンセリングの提供は少なく、子どもの健全な発達を促進するための専門的な治療サービスもあまり供給されていなかった。

### ③ 保護登録された子どものその後

ギボンズらは、初回ケース会議より6ヶ月後の子どもと家族の状況を明らかにしている。この時点での子どもの状況は、①保護登録から抹消されている場合、②虐待やネグレクトが繰り返されている場合、③両親から離されている場合に分けられる。まず、保護登録から抹消されるのは、機関合同の再検討ケース会議において当該児童の安全や保護に関する当初の懸念がなくなったと判断された場合に限られる。ただし、当該児童が他の地方へ転出、成人、死亡した場合には、抹消に再検討会議を必要としない。ギボンズの調査では、6ヶ月経過時点で平均13%のケースが登録抹消となっていたが、地方差が大きく、最も高い地方は35%で、抹消ケースが0の地方もあった。高い抹消率を示す地方では、保護登録を計画的に行い、勧告された保護手続きを忠実に遂行していた。キーワーカーは当該児童を継続的に担当し、援助活動も組織的に行われており、ニーズの詳細な検討が必要なら検討会議が開かれていた。これらの結果、登録期間が短期間で済んでいると思われた。なお、保護登録が継続しているケースは、子どもが、①在宅で安全に生活している場合、②在宅でさらに虐待を受けている場合、③家庭外の場所で安全に生活している場合、④さらに虐待を受けて家族から引き離された場合、⑤初めから家族と引き離されていた場合に分けられる。8つの地方における子どもの26週間後の状態は、57%の子どもが在宅で安全に親と生活しており、地方差は見られなかった。

## 2. 英国の児童虐待への援助における課題

### （1）児童保護の手続きに関する問題点

英国の児童保護システムは、『ワーキング・トゥギャザー』に示された手続きに沿って実行されるが、1989年の児童法には保護登録やケース会議に関する条項は見られず、保護登録に法律的証明も必要ない。また、虐待の危険性が不明確な場合は、安全が確保されるまで保護登録が行われる場合が多い。それに加えて、虐待への関心が高まるにつれて、この介入システムの対象となる家族の数が増加してきており、登録数が虐待されている子どもの実数とはいえない実状がある。今後の課題として、それぞれの地域に見合った児童保護政策が作成されなければならない。また、今後は、子どもや家族のニーズを中心において、家族のパートナーシップを得て保護計画を進めることがある。

### （2）児童保護のすべてのプロセスにおける機関間協働の必要性

英国の児童虐待保護の特徴は、多機関による協働である。しかし、このシステムは、子どものリスクを評価する段階まではうまく機能しているが、援助サービスの提供の段階になると協働がうまく進まず、社会サービス部への負担が多い結果となっている。また、ソーシャルワーカーと警察官との協働は「協働調査手続き」を介して進められてきたが、教師や一般医のような専門職とソーシャルワーカーとの協働には課題が残されている。さらに、ソーシャルワーカーは、臨床的な意味での治療を十分提供できているとは言いがたい。児童保護のすべてのプロセスを通じて、各専門職の役割と協働のあり方が、より具体的かつ明確に示される必要がある。

### （3）虐待を受けた子どもへの治療の時期と方法の明確化

英国の研究者は、専門職が「治療」と「援助」を区別していないと指摘している。保護の対象となる児童は全児童の4%であり、家から引き離されたのはさらにその5分の1である。ダーティングト调查によれば、虐待児童の70%は最終的に家庭復帰している。今後の課題として、子どもにいつ治療を受けさせるのか、どのような場合に子どもを家庭から引き離すのか、どのようなサービスが適切なのかななどについて考えることが重要である。オックスフォードのファミリー・サービスでは、性的虐待のケースでも家庭からの分離が子どもにとって打撃となることが明らかにされている。しかし、こうした追跡調査は少なく、子どものニーズに合った治療の提供と効果についての研究が不十分である。また、身体的虐待や情緒的虐待に関しては治療プログラムがあるが、性的虐待の治療に関する研究は遅れている。性的虐待を受けた子どもを引き受ける里親にどのような養育技術が必要であるかなどについてもよく分かっていない。

### （4）意思決定プロセスへの親および子どもの参加の促進

『ワーキング・トゥギャザー（DoH, 1991, page 43.6:14）』では「地域児童保護委員会は公的にすべてのケース会議への親と子どもの参加を認めることが重要である」と述べている。専門職の側は、親から有効な情報が得られ、親の意見も採り入れることができるので、親の参加を歓迎している。しかし、親にしてみれば、保護登録は歓迎すべきことではないし、ケース会議への出席によって自尊心が傷つく場合もある。親の参加がそれほど簡単に実現できるとは予測できない。一度参加すれば参加を当然と考え進んで参加する人が多いが、まだ親および一定年齢以上の子どもの参加は十分でない。『児童保護におけるパートナーシップへの挑戦：実践指針』<sup>6)</sup>では、子どもと家族のニーズに関して援助者と子ども・家族とのパートナーシップの必要性を強調し、最近の実践事例をもとに各援助ステージごとにそのパートナーシップのあり方を具体的に提示しているが、専門職による援助が効果を挙げるためには、子どもと家族が援助過程での意志決定プロセスに関与することが重要であり、関与を促進することが必要である。

### III. 日本における児童虐待

わが国における児童虐待についてみると、1970年前後から虐待事例が報告されるようになる。1973年に厚生省が最初の全国調査である「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査」を行い、その後2回全国調査が実施されている。第3回調査（1988年）では、6ヶ月間に1,039件が報告されているが、この数は氷山の一角にすぎないといわれる。虐待の数は、年々増加しており、虐待の内容も変化している。児童虐待の正確な実態を把握することは極めて困難であり、虐待されている児童が早期に発見され援助機関に通告され、適切な援助を受けることができる体制づくりが目下の急務となっている。

#### 1. 日本における児童虐待への援助の実態

虐待されている児童の通告を受ける機関や施設は、通告や通報を受けるとそれぞれの機関や施設がもつ機能に従って必要な援助を行うが、虐待されている児童を児童福祉施設へ入所させるなどの法的措置を行うことができる的是児童相談所（以後児相とする）である（図4参照）。ここでは児相を中心として虐待児童に対する援助の実態を眺めてみる。

##### (1) 児相における援助

児相は、虐待児童の通告を受けると、個々の児童にとって適切で必要な援助を行う（図4参照）。全国の児相が、平成2年から6年までの間に最終的にいかなる援助（処理状況）を提供したかをみると、表2の通りである。表2によると、児童福祉施設入所及び里親委託となったケースの割合は約24%から32%であり、いわゆる在宅指導（児童福祉司指導、面接助言など）は60%前後である。施設入所の割合が平成6年は22.9%となっている。これは施設入所が必要なケースが少ないからではなく、施設入所が望ましいのに親の同意が得られないため、とりあえず在宅指導（児童福祉司指導）として施設入所へ向けての援助を行うからである。ちなみに1988年の全国調査時における「施設入所に対する親の同意」をみると31%のケースについて対応に苦慮している。児相では児童虐待ケースに対して様々な援助を提供するが、前述のように大別して在宅指導と施設入所に至るまでの援助がある。勿論、施設入所後も必要によって家族と施設の双方に援助を提供する。

児相は、児童虐待ケースについては、家族の枠組みで援助することに重点を置く。しかし、子どもが危機的状況にあり、生命が危険にさらされている場合には、親権者の意志に反して児童の保護を最優先しなければならず、そのため児童福祉法第28条に基づいて家

表2 虐待児処理別状況

	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年
児童福祉施設入所	331人 30.1%	302人 25.8%	382人 27.8%	366人 22.7%	449人 22.9%
里親・保護受託者委託	18 1.6	8 0.7	16 1.2	16 1.0	18 1.0
面接指導	648 58.9	748 63.9	841 61.3	1,073 66.6	1,309 66.7
その他	104 9.4	113 9.6	133 9.7	156 9.7	185 9.4
計	1,101人 100.0%	1,171人 100.0%	1,372人 100.0%	1,611人 100.0%	1,961人 100.0%

（出典：社会福祉業務統計 平成2年・3年・4年）

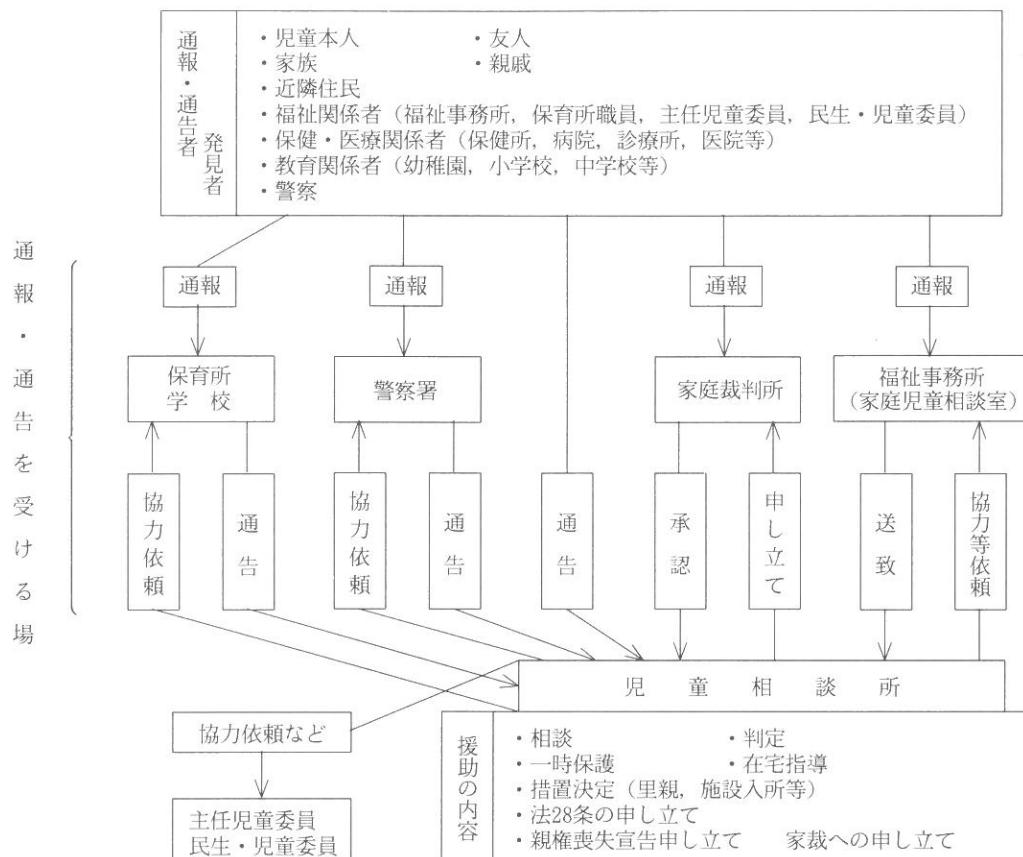


図4 通報・通告を受ける場とそこでの援助

裁に申し立てを行う。このようなケースは少なからず存在するが、実際に家裁に請求するケースは少ない。何故ならば、後にふれるように実効性に乏しいからである。また、緊急に子どもを親から引き離す必要が生じた場合、児相は児童福祉法に基づいて、親権者の同意が得られなくても、当該児童を児相に一時保護することができる。しかし、親の強引な主張によって児童の一時保護を諦めざるをえず、後に重大な結果を招くこともある。

### 事例に見る児童虐待への援助

#### <ケースの概要>

本児 Y・M 15歳 中学3年 女

主訴 父親による性的虐待

#### <援助過程概要>

平成2年7月：A養護施設へ一時保護 8月：保護者引き取り

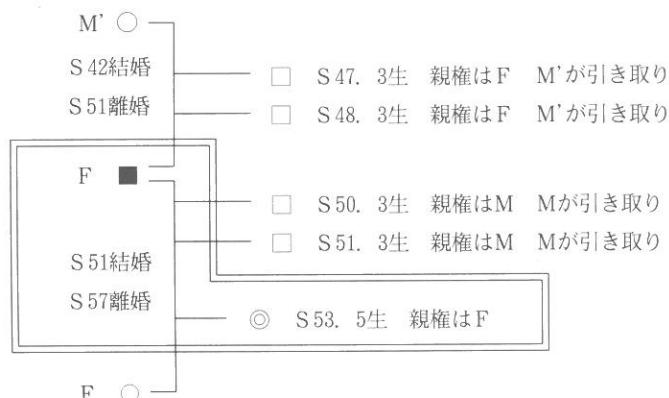
平成5年10月：A養護施設職員による通告 12月：児童相談所での一時保護

12月：28条による家庭裁判所への申し立て

平成6年2月：審判による施設入所承認 3月：A養護施設入所

なお本児は生後11ヶ月時の昭和54年4月に母親の家出のために、B乳児院に措置されるが、昭和55年にはA養護施設へ措置変更となる。その後父の引き取りということで平成元年9月に措置解除される。

#### <家族環境>



【父親】昭和20年5月生まれ、高校中退後自衛隊へ入隊、3年後除隊。その後サラ金業へ就職。昭和42年先妻と結婚し2男児をもうけるが、昭和51年女性関係（本児の母との）で離婚し、同年に本児の母親の入籍と兄の認知を同時にしている。しかしながら、母親が無断で借金をつくったために家族で帰郷、その後母親が上の2児を連れて家出する。父親は本児の養育に困り先妻を呼び寄せるが、すぐに先妻も家出する。父親は肝臓病から就労が困難となり、生活保護を受給。本児は乳児院に措置される。父親は病気が治った後、タクシー運転手をし、昭和61年にラーメン店を開業する。

【母親】サラ金に出入りしていた時に父親と知り合う。現在は全く音信不通。

#### <援助過程>

##### 1. 援助のはじまり

\*平成2年7月 本児よりA養護施設へ助けを求める電話

以前8ヶ月前まで生活していたA施設へ、本児より「父親が酒を飲み、出て行けと怒鳴り散らすので困っている。家におれないで迎えに来てほしい」と訴える電話があり、A施設長が訪問し本児をA養護施設へ

連れ戻る。児相との協議の結果A施設へ一時保護委託となるが、父親が警察や教育委員会等へ「自分の子どもを勝手に施設へ連れていった、すぐに連れ戻してこい」と電話でまくしたてるため、同年8月父親に本児を引き渡す。

## 2. 施設による援助

施設保母は、本児の帰宅後から個人的に家庭訪問や電話で連絡を取るなどによって本児を援助。この時点でも性的虐待を受けていたことを保母に明らかにしていない。

\*平成5年10月 A施設保母、児相へ通告

保母は「最近、父親と本児の関係が極めて悪く、家では本児のみが生活し、父親は近くに住む60歳ぐらいの女性宅へいりびたりとなっている。本児にお金も食事も与えない状況にあるようで、本児には児相へ電話を入れるように話している。父親は本児に暴力を振るい虐待といえる状態である」と児相に通告。

## 3. 児童相談所による援助

1) 平成5年10月 ワーカー、中学校へ電話連絡。

保母の通告を受け中学校へ本児の様子について問い合わせる。担任から「今年8月中旬に本児が父親と激しい喧嘩をした。みせしめのためか、その後父親は本児に一銭も与えておらず、また本児も父親を避けており、担任や級友の援助で生活している」という報告を受ける。

2) 平成5年11月 ワーカー、本児と面接

ワーカーは本児の通学する中学校で面接する。本児は、「父親を避けて友人宅へ泊めてもらっている。父親との同居後、父親は自宅へ帰ってくるが、酒を飲んで理由なく暴力を振る。生活費は父親に反論したため、与えてもらえない。父親は恐い。A施設へ戻りたい。できれば高校へいきたい」と話す。ワーカーは父親と会い説得する旨を本児に伝え、何か困ることがあったら児相に連絡するよう助言。

3) 平成5年11月 児相の依頼により、民生・児童委員が父親へ面接

父に本児の施設入所をすすめるが、父親は「自分は教育を放棄しているわけではない。中学校の担任から生活費を渡すように言われ、家に置いてきたが、本人は受け取っても何も言ってこない。関係者が本児を甘やかしている」と言い、本児の施設入所には同意しない。

4) 平成5年12月 ケース検討会議

養護施設へ入所させすることが適当。なお、父親を説得し同意を求めるが、同意しない場合は家庭裁判所へ入所措置の承認を求める申し立てを行う。

\*平成5年12月 父親のあまりの仕打ちに本児は身を隠す。

父親が自宅へ立ち寄り、本児に「3月に籍を抜く、就職もできなくなるようにする、借家も返す、勝手に働け」などと言い、また、本児をかくまったくは「交通事故に遭わす」などと言う。そのため父親から逃げたいが先方にもし迷惑がかかったらと苦慮し、行き場のなくなった本児は部屋の天袋の中へ入り4日間身を潜める。

5) 平成5年12月 一時保護所へ保護

本児は別件で訪問した警察署員に驚き、部屋の天袋から出る。中学校の担任に付き添われて児相へ行き、本児は一時保護所に保護される。一時保護中やっと本児は、「父親は私がA施設在園中の小学三年生の頃から、一時帰省するごとに身体に触れるなどの行為をし、小学5年生の夏休みから（家庭引き取りとなってから）は、顔面がはれるほどの殴る、蹴るの暴力で性行を強要することが中学2年生の頃までであった、父親は死んでほしい」とワーカーに訴える。

6) 平成5年12月 児童福祉法第28条による家庭裁判所への申し立て

本児を児相の一時保護所へ保護してからも、児相のワーカーは父親に本児の施設入所の同意を求めるが、「本人のことは、好きにしたらよいが、同意の判断は押さない」と依然拒否するため、児童福祉法第28条による家庭裁判所へ児相所長が申立人となって申し立てをする。

7) 平成5年2月 審判により施設入所

申し立てから1ヶ月半後、本児の施設入所が家庭裁判所より認められる。

＜援助過程等についての検討＞

本ケースは、一言で言えば「親権」の前に子どもの人権が十分に保障できなかった事例である。

① 援助過程で、父親による性的虐待は、本児がA施設に入所中の小学3年時から一時帰宅の時に始まっていることが判明するが、本児は施設の誰にも話さず、また施設側もそれを察知できず、長期にわたり本児を放置する結果となっている。

② 本児が父親に引き取られてから11ヶ月後に、本児がA施設に助けを求める電話をして、虐待の事実が判明し、ここでケースが再開されることとなる。A施設長が即日家庭訪問し、とりあえず施設へ緊急一時保護するが、こうした迅速な対応は本児が過去にA施設に入所していたことによるものである。この時点以後の過程をみると、父親の主張する「親権」によって結果的に本児は帰宅することとなる。その後はA施設保母が家庭訪問や電話による相談・援助を行うが、この時点でも保母は性的虐待の事実を本児から知らされていない。

③ 本ケースが再開されてから3年後、A施設の保母が児童相談所に通告し、児相が本格的に本ケースと関わるようになる。しかし、やはり「親権」の前に最終的には児童福祉法第28条等による家庭裁判所への申し立てによって施設入所が可能となる。一般に児相及び施設のケースワーク的接近においては、保護者との良好な関係性を目標とするため、28条申し立てについて慎重とならざるを得ない状況が存在するが、それによって子どもの人権が侵害されることは許されない。

(2) その他の機関などによる援助

保育施設や学校、警察署や福祉事務所などは、児童虐待を発見したり、通報を受けるとその事実の確認を行い、必要によって児相へ通告するなどの援助を行う。しかしながら、児相への通告が必要であるにも拘わらず、親との関係で思案しているうち重大な事態に至ることもある。

(3) 電話（ホットライン）による援助

児童虐待に対する援助の一つとして電話による援助サービスがある。特に大阪と東京でのホットラインは大きな働きをしている。この電話相談は今後大いに整備・充実される必要がある。1991年に発足した大阪のホットラインを例に引くと、4年間で約8,400件の相談を受けており、その半分が虐待に関する相談である。相談している者は、77%が乳幼児をもつ母親である。このホットラインは、相談を受けると、必要な助言・援助を行うが、関係機関への通報・連絡も行う。保健所、児相及び精神保健センターに紹介したケースは28%になっている。残りのケースは電話相談のみで終了しているが、母親の支えとなる対応をとり、必要なら再度電話してくるよう母親に助言している。

## 2. 日本の児童虐待への援助における課題

### （1）効果的な援助を阻むもの

#### ① 法律的側面

児童福祉法や民法などの現行法では、児童虐待の対応に実効性が極めて乏しい。また児童福祉法第25条の「通告の義務」は殆ど活かされていないといつても過言ではない。虐待の通告義務を一般の人々に周知徹底させるための啓蒙活動やPRが必要である。さらに、罰則規定や免責規定を考慮する必要がある。この問題には、日本人の人権意識の稀薄さも関連しているといえよう。一般人の人権意識、また児童に関わりをもつ専門職者（教員、福祉職者など）の人権意識を高めるための施策が必要欠くべからざるものとなってくる。

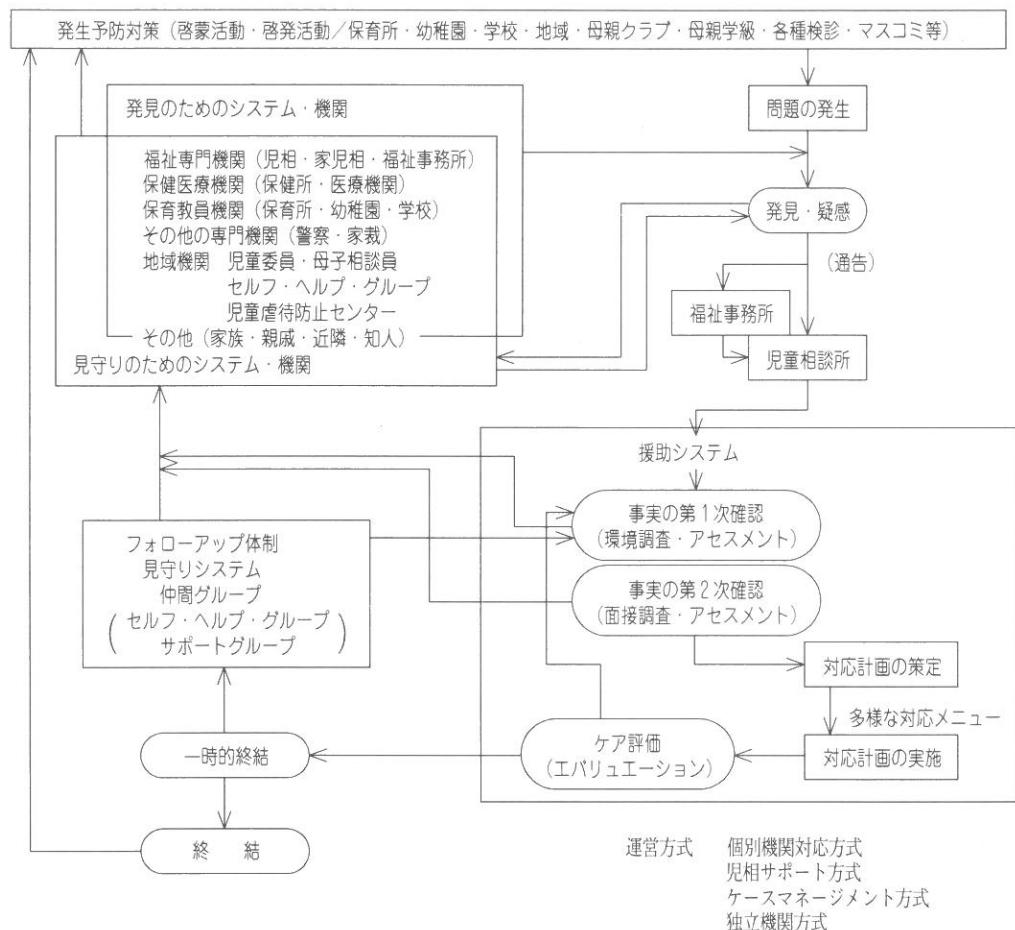
家裁への申し立てについても問題がある。緊急を要するケース、つまり親権の喪失や一時停止、或いは強制的な施設入所（児童福祉法28条）を必要とするケースについて、家裁の承認を得るまでに手続きが必要であり、これにかなりの時間を要する。虐待は子どもの生命に関わることであるから、この手続きが改善される必要がある。ちなみに全国の児相が申し立てた親権喪失請求は過去10年間でも1～2件にすぎない。

#### ② 発生予防対策の側面

ここ数年来、日本でも児童虐待の深刻さがマスコミを賑わしているが、発生予防のための援助は極めて不十分である。この援助の中心的役割を担うものは児相であり、児童虐待発生予防対策の上からは児童虐待ケースに対する援助システムの構築が急がれる。

### （2）児童虐待ケースの援助システム作り

児童虐待の防止のためには、地域に存在する関係機関や施設のネットワークを構築する必要がある。現在、東京や大阪では児相を中心として地域の援助システム作りが行われているが、各地域（都道府県）でこのシステム作りが急がれなければならない。児童虐待に対応するには、発生予防、対応、処遇（施設入所などを含む）を一貫したものにすることが大切である。この一貫した援助のシステム作りの中心となるのは、児相をおいては他にない。児童虐待ケースに対する援助システムのありようは、各地域によって、また地域にいかなる社会資源があるかによって異なるだろうが、児相の児童福祉司は必ず各援助システムの一構成員であることが望ましい。ここでは、モデルケースとして図5<sup>7)</sup>をあげておく。



(注) 本研究は、平成7年度岡山県特別研究費の助成を得て行なわれたものである。共同研究者：  
内田節子（代表）・福 知栄子・上地雄一郎・高月和絵（若松園）。

[引　用　文　献]

- 1) 西澤 哲, 子どもの虐待—子どもと家族への治療的アプローチ, 誠信書房, 1994
- 2) 砂金玲子, 子ども虐待—アメリカの教訓, NHK出版, 1995
- 3) Partners in Caring The Fourth Annual Report of Chief Inspector Social Services Inspectorate 1994/95. Department of Health, London : HMSO. pp. 79 –81.
- 4) Child Protection Messages From Research (1995) , Department of Health, London : HMSO. p. 28 & p. 56
- 5) Jane Gibbons, Sue Conroy, Caroline Bell, Operating The Child Protection System, A study of child protection practices in English local authorities. (1995) . London : HMSO. pp. 83–95
- 6) The Challenge of Partnership in Child Protection : Practice Guide (1995) , The Department of Health, London HMSO.
- 7) 山縣文治, 児童虐待防止制度研究会, 子どもの虐待防止, 朱鷺書房, pp. 224–225, 1993.

（平成8年10月31日受付）  
（平成8年12月25日受理）

上地雄一郎・福 知栄子・内田 節子